**子どもから「いじめられている」という相談があった。**

**Ｑ 15**

相談してきた子どもは、あなたを信頼しているのです。相談をするということは、勇気をもって解決の方向へ一歩踏み出したということです。相談に来たタイミングを逃さず、誠意をもってていねいに話を聞いた上で、「学校いじめ防止基本方針」に従って、いじめ対策組織を用いて対応してください。

**Ａ１　子どもの気持ちを受けとめるとともに、事実をしっかり把握しましょう。**

まず、相談に来た子どもの気持ちを受けとめて話を聞くことが最優先です。安心して話ができる静かな場所と時間を設定して、ゆっくりと話を聞きましょう。相談に来たことを肯定し、子どもを勇気づけましょう。

相談を受けるときには、子どものペースで話を聞きながら、相談を受けた教職員が、誰が、いつ、どこで、どのように、といった事実関係を整理していきましょう。相談に来た子どもに「あなたにも原因がある」といった発言で二次被害を起こしたり、教職員が入れ替わって何度も同じ話をさせることがないようにしましょう。

**Ａ２　相談した子どもの立場に立ち、解決へ向けた強い意志をもちましょう。**

子どもの相談には親身に応じましょう。いじめが悪化することを恐れて相談できない子どももいるのです。子どもの命がかかっているかもしれないことを肝に銘じ、相談を受けた場合には、いじめを解決するという強い意志をもち、子どもにも伝えましょう。相談した子どもの立場に一貫して立ち、守りきる姿勢が大切です。

**〈ポイント〉**

子どもと教職員の信頼関係は基盤です。普段から、子どもが相談できるような信頼関係を築くように努めましょう。「人権教育推進プラン」の子どもと接する基本的な姿勢（２－(1)－イ－（ア）－ａ）を参考にしてください。

ａ　子どもを、背景を含めて理解する姿勢

ｂ　子どもの思いに共感し、子どもの立場に立って考える姿勢

ｃ　子どもの自立を支援する姿勢

ｄ　集団づくりを支援する姿勢

※　Ｑ６も、合わせて必ず読んでください。

**Ａ３　解決に向けた方針をしっかりと立てて取り組みましょう。**

いじめの解決は、いじめの加害者側の子ども、また周りの子どもの変革が重要な鍵となります。解決に向けた方針をしっかりともって取り組まなければなりません。一人だけで判断するのではなく、校長・准校長、教頭、他の教職員などに相談し、チームを組んで役割分担するなど、いじめ対策組織を用いて取り組む必要があります。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤーなどの専門家や関係機関と連携して取り組むことも大切です。

解決への取組みを通じて、人権を尊重する集団へと高めることが重要です。

※　学校として解決に向けた方針を立てる際には、子どもや保護者の思いや願いを考慮する必要があります。ＣＨＥＣＫ①で紹介している「いじめ防止指針」を参考に取組みを推進しましょう。

*★ＣＨＥＣＫ①★*

①「すべての児童生徒がかけがえのない存在として尊重される学校づくりのために －いじめ防止指針－」

（大阪府教育委員会　平成18〔2006〕年３月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijimebousi%20sisin.pdf>

２．－②「児童生徒の願いや思いを受け止める」において、「日頃から休み時間等に児童生徒の活動に積極的に加わったり声かけをするなど、様々な場面での子どもの様子を把握することで、教師が予断をもった判断をせず、児童生徒の願いや思いを受け止めることが大切である。その際、児童生徒の表面的な言動にとらわれず、その裏にある児童生徒の願いや思いを認識するような力が必要である。」という記述があります。この箇所は重要です。その他、この指針は必ず全体を読んでおきましょう。

②「いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）」（文部科学省　平成25〔2013〕年９月）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1337278.htm>

この法においては、国に対し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「いじめ防止基本方針」という。）の策定を求めているとともに、地方公共団体に対しては、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じた同様の基本的な方針（以下「地域いじめ防止基本方針」という。）の策定に努めるよう求め、また、学校に対しては、いじめ防止基本方針又は地域いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じた同様の基本的な方針の策定を求めています。さらに、学校の設置者及びその設置する学校が講ずべきいじめの防止等に関する措置や、重大事態への対処等について規定しています。

③「大阪府いじめ防止基本方針」（大阪府　　令和４ 〔2022〕年４月改訂）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/34767/00000000/kihonhoushin_r4kaitei.doc>

大阪府いじめ防止基本方針は、「いじめ防止対策推進法」を踏まえ、府、教育委員会や学校法人等の学校設置者及び学校における取組みを明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめの防止のための総合的な方針です。平成29年３月に国の方針（いじめの防止等のための基本的な方針）が改定されたことから、大阪府においても府いじめ基本方針の改定を行っております。

④「【教員用】いじめ対応セルフチェックシート・【学校用】いじめ対応セルフチェックシート」

（大阪府教育委員会　令和元〔2019〕年６月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/ijime/index.html>

いじめについて、各校で個々の教職員の認識や現在の学校体制について見直し、いじめ対応の改善と充実を図るために作成されたチェックシートです。

*★ＣＨＥＣＫ②★*

①「いじめ対応マニュアル　～いじめ発覚時の適切な対応に向けて～」

　（大阪府教育委員会　平成24〔2012〕年12月）

本マニュアルは、いじめが発覚したときの基本的な対応や緊急事案について、管理職への連絡体制や対策会議での情報共有、教職員と専門家・関係機関との連携、「ネット上のいじめ」への対応の在り方や流れを示しています。

②「５つのレベルに応じた　問題行動への対応チャート」（大阪府教育委員会　平成26〔2014〕年２月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/taiou/index.html>

加害者・被害者等の保護につながることを目的として、児童生徒の問題行動の発生時に学校等として必要な対応をまとめたチャート例（汎用版）を作成しました。

【ねらい】

(1)対応の基準を明確化し、全ての教職員が適切な指導が行えるよう共通理解を図る。

(2)問題行動等による被害者の被害の拡大を未然に防ぐ。

(3)保護者の協力のもと、加害者の加害行為を早期に指摘し、本人の自覚を促す。

(4)レベルにより対応の主体を学校から教育委員会、外部機関へ移行し、責任の所在を明確にしつつ対応の改善を図る。

*★ＣＨＥＣＫ③★*

「いじめSOS　チームワークによる速やかな対応をめざして　　いじめ対応プログラムⅠ」

（大阪府教育委員会　平成19〔2007〕年６月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/4913/00000000/ijime-puroguramu1.pdf>

本冊子は、いじめに対する基本的な認識と基本的な対応を示した「巻頭論文」、いじめ事象に対する学校としての「緊急対応と事後指導」、具体的な取組を示した「事例」に大別して構成されています。

｢いじめへの緊急対応と事後指導」のうち、「緊急対応」では、〈発覚〉〈状況把握〉〈見立てと対応〉のプログラム、「事後指導」については、〈ケアとサポート〉〈事後の教訓化〉のプログラムをそれぞれ時系列でまとめています。

*★ＣＨＥＣＫ⑥★*

①「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ－人権学習プログラム－」（大阪府教育センター　平成19〔2007〕年３月）

人権教育を進めるための人権学習プログラム集です。Ｅ章２「対立と解決」・３「わたしのせいじゃない？」では、対立のとらえ方と解決のスキルや、いじめをなくすための教材を掲載しています。

②「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター　平成20〔2008〕年５月)

　子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第５章の２では、いじめへの対応において大切にすべきポイントの説明とともに、いじめを絶対に許さない集団づくりのために使える教材・ワークや実践のエピソードが紹介されています。

③「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part３ －集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター　平成21〔2009〕年３月)

「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させています。特に、第８章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

④「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html>

いじめへの対応の在り方や、いじめを未然防止する６つの力を育むための取組み等を、分かりやすくまとめています。

*★ＣＨＥＣＫ⑤★*

「『ともに学び、ともに育つ』支援教育のさらなる充実のために」（大阪府教育委員会　平成25〔2013〕年３月）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/tomonimanabi/index.html>

第４章「いじめの根絶のために」には、障がいのある子どもに対するいじめ事象の特徴を踏まえ、取組みを進めるためのポイントなどがわかりやすく解説されています。また、具体的な事例も紹介されています。

*★ＣＨＥＣＫ④★*

①「すこやか教育相談」「すこやか相談＠大阪府（LINE相談）」（大阪府教育センター教育相談室　ホームページ）

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/consultation/sukoyaka/index.htm>

大阪府教育センターの相談窓口で、不登校やいじめ、セクシュアル・ハラスメントなど、さまざまな相談を受け付けています。

②「学校における児童・生徒のための『被害者救済システム』」（大阪府教育委員会　令和元〔2019〕年12月改訂）

<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/kyuusai/index.html>

学校において児童・生徒が被害者となる事象（教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及び体罰、児童生徒間のいじめ等）が生起した際に、課題の解決や児童・生徒の救済を図ります。対象校は、府内の公私立小・中学校（義務教育学校を含む）・高等学校・支援学校です。

*★ＣＨＥＣＫ⑦★*

①「生徒指導支援資料」（文部科学省・国立教育政策研究所）

<https://www.nier.go.jp/shido/shienshiryou/index.html>

「いじめ」をテーマにした生徒指導支援資料を発行しています。

追跡調査等から得られたデータを踏まえ、各学校がいじめに取り組む際に役立つ「校内研修キット」の形で作成されています。

本事例集は、各地域の学校、教育委員会から寄せられた、いじめ対策に関する特色ある先進的な実践事例をもとに編集されています。

②「生徒指導リーフ」シリーズ・「生徒指導リーフ増刊号」シリーズ（国立教育政策研究所）

<https://www.nier.go.jp/shido/leaf/index.html>

生徒指導に関して、ピンポイントで解説や提案を行う新しい形の生徒指導資料です。

以下の◎は本文を引用したものです。

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

* 差別事象やいじめ問題への対応では、これらを学校全体の課題と捉え、差別等を受けた子どもの人権を擁護することを　　基本とし、まず、学校は被害者を守り抜くという姿勢を示すことが重要である。また、差別言動等を行った子どもについても、その背景を十分分析し、人権意識の醸成に努める。さらに、発達過程にある子どもの行為であることを踏まえ、当事者同士の人間関係の修復を基本としつつ教育的見地からの指導、支援を適切に行うとともに、その再発、拡大を防ぐ上で当事者のみならず周囲の子どもの果たす役割が大きいことから、それを契機として子どもの人権意識の高揚に努めることが重要である。とりわけ、いじめの問題では、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる子どもが抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行う必要がある。差別やいじめを許さない集団づくりに努め、積極的に人権を尊重する豊かな感性と具体的行動に結びつく技術・技能や態度の育成を図る必要がある。〔１－(3)－ウ〕

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm>

* 「いじめ」を許さない態度を身に付けるためには、「いじめはよくない」という知的理解だけでは不十分である。実際に、「いじめ」を許さない雰囲気が浸透する学校・学級で生活することを通じて、児童生徒ははじめて「いじめ」を許さない人権感覚を身に付けることができるのである。だからこそ、教職員一体となっての組織づくり、場の雰囲気づくりが重要である。〔第Ⅰ章－２．－(2) 参考：「隠れたカリキュラム」〕
* いじめや校内暴力など他の児童生徒を傷つけるような問題が起きたときには、学校として、まずは被害者を守り抜く姿勢を示すことが重要である。さらに、問題発生の要因・背景を多面的に分析し、加害者たる児童生徒の抱える問題等への理解を深めつつも、その行った行為に対しては、これを許さず、毅然とした指導を行わなければならない。

〔第Ⅱ章－第１節－１．－(3)〕

* 学校においては、学級・ホームルーム活動における集団指導や、様々な場面における個別指導等の中で、自己指導能力の育成を目指した積極的な生徒指導の活動の展開を図り、児童生徒間の望ましい人間関係を形成するとともに、これらの取組を通じて[自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること]ができる人権感覚を涵養していくことが重要である。また、このことは、暴力行為やいじめ等の生徒指導上の諸問題の未然防止にも資することとなると考えられる。

〔第Ⅱ章－第１節－１．－(3)〕

* 児童生徒の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童生徒がいたりする場合には、そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める必要がある。人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくこと等も重要となる。〔第Ⅱ章－第２節－３．－(4)〕